○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学研究活動コンプライアンス委員会 規程

平成28年4月1日 規程第8号

(設置)

第1条 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務規程(平成28年規程第1号。 以下「業務規程」という。)第21条の規定に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口 東京理科大学(以下「法人」という。)における研究活動に関する不正防止を図るため、 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学研究活動コンプライアンス委員会(以下 「委員会」という。)を置く。

(定義)

- 第2条 研究上の不正行為とは、研究の提案、実行、成果の作成及び報告の過程における次に掲げる行為をいう。ただし、当該行為が悪意のない誤り又は意見の相違によるものの場合は、この限りでない。
 - (1) データその他の研究結果の捏造、改ざん又は盗用
 - (2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害(追試等を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽及び廃棄を含む。)
- 2 研究費の不正使用とは、法人の設置する大学に所属する研究者(業務規程第5条第1項に規定する職員、嘱託(専任扱)の職員及び山陽小野田市立山口東京理科大学ポストドクトラル研究員等で研究活動を行うことを職務に含む者並びに日本学術振興会特別研究員等で、山陽小野田市山口東京理科大学が特に認めた者をいう。以下「研究者等」という。)の公的研究費の執行に関する事実で、次に掲げる法令等に違反し、不正に使用することをいう。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
 - (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
 - (3) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) (文部科学 大臣決定平成19年2月15日)
 - (4) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (文部科学大臣決定平成26年8月26日)
 - (5) 当該公的研究費所轄官公庁等の定める諸規程等
 - (6) 法人の定める諸規程等(以下「諸規程等」という。)

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、理事長がこれを委嘱する。
 - (1) 理事長
 - (2) 学長
 - (3) 学部長
 - (4) 研究倫理委員会委員長
 - (5) 研究費不正使用調查委員会委員長
 - (6) その他理事長又は学長が必要と認めた者 若干人
 - (7) 事務部長
- 2 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、委員の互選によって定める。
- 3 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 第1項第7号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(申立ての受理)

- 第4条 法人は、研究上の不正行為に関する申立て又は研究費の不正使用に関する申立てを 受理する窓口を総務課に設置する。
- 2 総務課は、前項に基づく申立てを受理した場合は、速やかに委員長に報告しなければならない。
- 3 委員長は、前項の規定により総務課から報告を受けた場合、その旨を速やかに理事長及 び学長に報告しなければならない。
- 4 山陽小野田市立山口東京理科大学研究倫理委員会規程(平成28年規程第88号。以下「研究倫理委員会規程」という。)第10条に規定された不服申立てがあった場合には、委員会は申立者、配分機関等及び文部科学省に通知又は報告するものとする。

(不正事案の調査等)

- 第5条 委員会は、前条第2項の規定により研究上の不正行為に関する報告を受けた場合、 必要に応じ研究倫理委員会規程第6条及び第7条に規定する予備調査等を実施すべく、山 陽小野田市立山口東京理科大学研究倫理委員会に調査等を依頼するものとする。
- 2 委員会は、前条第2項の規定により研究費の不正使用に関する報告を受けた場合、申立ての受理から30日以内に、申立ての内容の合理性を確認し調査の要否を判断するととも

- に、当該調査の要否を配分機関に報告し、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 公的研究費不正使用調査委員会規程(平成28年規程第9号。以下「研究費不正使用調査 委員会規程」という。)第1条に規定する調査委員会(以下、「研究費不正使用調査委員 会」という。)に調査等を依頼するものとする。
- 3 委員会は、前項に係る申立対象事実に対し調査を行うことを決定した場合は、申立者及び被申立者等に対し調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 4 委員会は、第2項に係る申立対象事実については、被申立者に対し必要に応じ、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。
- 5 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、方法等について、必要に応じて配 分機関に報告、協議するものとする。

(調査結果の受理)

- 第6条 委員会は、前条に規定する山陽小野田市立山口東京理科大学研究倫理委員会又は研究費不正使用調査委員会による調査の経過、並びに調査結果の報告を受けるものとする。
- 2 委員会は、研究倫理委員会規程第8条に規定する本調査の要否について、申立てを受理 した日から起算しておおむね30日以内に決定するものとする。
- 3 委員会は、研究上の不正行為に係る場合には、本調査の実施の決定その他の報告を当該 事案に係る配分機関等及び文部科学省に行うものとする。
- 4 研究倫理委員会規程第10条第1項から第3項に規定された不服申立ての却下及び同規程第10条第7項に規定された再調査開始の決定についての取扱いは第4条第4項に準ずる。

(不正事実の認定・報告・調査協力)

- 第7条 委員会は、前条第1項に規定する調査結果の報告を受理したときは、当該報告について審議し、不正事実が行われたか否かの認定を行うものとする。
- 2 委員会は、前項に規定する認定を行ったときは、速やかに当該認定内容について研究倫理委員会規程第5条第1項及び第2項に規定する申立者及び被申立者又は研究費不正使用調査委員会規程第2条第2項及び第3項に規定する申立者及び被申立者等に通知するものとする。
- 3 委員会は、公的研究費不正使用に係る申立てについては、その受理から210日以内に、 調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監 査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとし、報告書 の様式は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平

成19年2月15日文部科学大臣決定)」付属資料1に準ずるものとする。

- 4 前項に規定する期限までに前項の調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を 配分機関に提出するものとする。
- 5 委員会は、第3項に規定する調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された 場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
- 6 委員会は、配分機関の求めに応じ、公的研究費不正使用に係る申立てについて、当該調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとし、調査に支障を来たす等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 7 委員会は、第1項に係り、研究上の不正行為に係る申立てについては、当該調査結果を 配分機関及び文部科学省へ報告するものとし、報告書の様式は、「研究活動における不正 行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)参考資料 2に準ずるものとする。
- 8 研究倫理委員会規程第10条第7項及び第8項又は研究費不正使用調査委員会規程第12 条第1項及び第3項に規定する不服申立てに係る調査結果については、被申立者及び申立 者等に通知し、配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

- 第8条 委員会は、前条の規定により不正事実が行われたと認定した場合は、速やかに調査 結果を公表するものとする。
- 2 前項に規定する公表に関する内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 不正事実に関与をした者の氏名及び所属
 - (2) 不正事実の内容
 - (3) 法人が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法及び手順
- 3 委員会は、不正事実が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合は、当該調査結果を公表するものとする。
- 4 前項に規定する公表に関する内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 被申立者の氏名及び所属
 - (2) 調査委員会委員の氏名及び所属

- (3) 調査の方法及び手順
- 5 悪意に基づく申立ての認定があった場合は、前項に規定する公表内容のほか、申立者の 氏名及び所属をあわせて公表するものとする。

(理事長及び学長への報告)

第9条 委員会は、委員会において審議した事項のうち、重要な事項について、その都度、 理事長及び当該大学の学長に報告しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

- 第10条 委員会は、各部局等ごとに問題となり得る具体的な事項を調査するとともに、実際に問題となっている事項を具体的に把握し、個々の要因への対応を決定するものとする。
- 2 委員会は、公的研究費に係る不正防止計画(以下「不正防止計画」という。)を策定するものとする。
- 3 委員会は、前項に規定する不正防止計画を遂行するため、各種媒体を活用して研究者等 並びに公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務規程(平成28年規程第1号) 第5条第1項及び第2項に規定する職員に対し明示するものとする。
- 4 委員会は、不正防止計画の実施状況を各部局等ごとに調査するとともに、必要に応じて 改善を指示するものとする。
- 5 委員会は、前項の規定を踏まえ公的研究費に関する執行状況報告書を毎年度作成し、理 事長にこれを提出するものとする。
- 6 不正防止計画の実施等に関する事務は、総務課において行う。

(研修会及び説明会の開催)

第11条 委員会は、研究者等及び関係する事務職員に対し、研究上の不正行為及び公的研 究費の不正使用の防止に係る研修会、説明会等を必要に応じて開催し、不正防止に努めな ければならない。

(啓発活動)

第12条 委員会は、関係部局と協力して、研究上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止のために、研究者等への倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。

(事務)

第13条 委員会に関する事務については、総務課において行う。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。